

承第2号

専決処分の報告及び承認について

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

三島市長 豊岡武士

三島市專第4号

専 決 処 分 書

三島市税賦課徵収条例の一部を改正する条例

三島市税賦課徵収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第68条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第73条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第68条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第73条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に

次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 5 条の 3 第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第 5 条の 4 第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この条例による改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 新条例第68条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

三島市長 豊岡武士